

# 「女性のための居場所づくり事業」実施要領

## 1. 事業の内容及び目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、孤独・孤立化し、不安や悩みを抱えている道内の女性に、社会とのつながりを回復していただくため、女性のための居場所づくり事業を実施する。

## 2. 事業実施期間

契約の日から令和4年1月31日までとする。

## 3. 本事業の支援対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、孤独・孤立化し、不安や悩みを抱えている道内の女性

## 4. 実施方法（業務執行に当たっての留意事項）

- (1) 支援対象者が孤立せず、社会とのつながりを回復できるよう、同じ立場の女性と交流できる場、不安や悩みを話せる場などの居場所の提供を月1日以上行うこと。
- (2) 運営に当たるスタッフ2名以上（うちライフイベント経験を有する女性1名以上）を配置すること（団体のみ）。
- (3) 公開可能な連絡先を確保すること。原則として、電話・メール等での事前予約制とし、承認を得た場合はオンラインも可とすること。
- (4) 相談内容等により、専門のカウンセリングが必要な場合は、カウンセラーの派遣を要請することができること。
- (5) 相談に付随して生理用品等を手交することができること。
- (6) 事業の参加者に対し、別途指定する「意識調査（アンケート）」を実施すること。
- (7) 事業の実施に当たっては、関係機関との連携に努めること。
- (8) 新型コロナウイルス感染防止について、北海道スタイルを取り入れた感染防止策を講じること。
- (9) 下記の①から⑥のうち、活動地域を選択すること。
  - ①道央圏域（石狩、後志、胆振、日高、空知）、②道南圏域（渡島、檜山）、
  - ③道北圏域（上川、留萌、宗谷）、④オホーツク圏域（オホーツク）、
  - ⑤十勝圏域（十勝）、⑥釧根圏域（釧路、根室）

## 5 経費

予算の範囲内で措置するものであり、経費が以下の金額を超過した場合においても、上限額までの支払いとする（金額は、消費税及び地方消費税を含む。）。

### (1)活動経費

原則として、活動日数に応じた額とする。

- ① 660,000円（月4日、計20日以上）
- ② 495,000円（月3日、計15日以上）
- ③ 330,000円（月2日、計10日以上）

④ 165,000 円（月 1 日、計 5 日以上）

(2) 予約電話受付経費（人件費）（団体のみ。）

17,600 円（曜日限定週一日）から 88,000 円（平日毎日）の範囲内で、対応する日数に応じた額とする。

(3) 対象経費

契約日以降、実施期間内に本事業に支出した経費（別紙対象経費参照）であり、領収書の提出ができる経費に限るものとする。

## 6. 応募提出書類

団体の場合は、別添『「女性のためのつながりサポート事業」計画書等の提出について』、個人の場合は、別添『「女性のためのつながりサポート事業」選考申込書』を提出するものとする。

## 7. 事業実施報告

別途定める「事業実施状況報告書」を翌月 10 日までに提出するとともに、事業終了時に「事業結果アンケート」を提出するものとする。

## 8. 経費の支払い

「事業実施状況報告書」に基づき、活動実績に応じて支払う（領収書の原本添付を要する）ものとする。

## 9. 失格事由

下記に該当する場合は契約違反とし、経費の返還を求めるものとする。

- (1) 申請時の書類に虚偽があった場合
- (2) 契約に反する事実が判明した場合
- (3) 法令違反があった場合

## 10. 秘密の保持

本事業に携わる者（当該事業から離れた者も含む。）は、個人情報保護に係る法令等に準拠し、適切な措置を講じるものとし、事業終了後も同様とする。

正当な理由がなく事業の実施により知り得た秘密を、他に開示または漏洩してはならない。

## 11. 関係書類の整備

本事業実施に係る収支に関する帳簿、領収書など諸記録を整備し、会計年度終了後 5 年間（令和 8 年度末まで）保存する義務があるので留意すること。

## 【対象経費について】

本事業は内閣府交付金に基づく事業となりますので、他の国庫等による助成となっていない経費が対象となります。

### ○報酬、給料、職員手当等、共済費等

- ・本事業の実施に必要な労働の対価として支払う金銭

※認められない経費の例

行政からの委託事業の業務に従事している職員及び団体の管理業務等にあたる職員の通常人件費（既存分人件費と重複がないよう曜日、時間など区別されている場合を除く）

### ○旅費（本事業に必要なものに限る。公益財団法人北海道女性協会旅費規程等に準拠）

- ・交通費、必要な場合のみ宿泊費

### ○需用費（本事業に必要なものに限る）

- ・消耗品費
- ・相談対象の女性に配付する生理用品等
- ・燃料代等
- ・消毒用物品、面談用マスク
- ・複写代金
- ・その他、必要と認められたもの

### ○役務費（本事業に必要なものに限る）

- ・通信運搬費（郵便料、運搬料、電話料）

### ○使用料及び賃借料（本事業に必要なものに限る）

- ・会場賃借料、車両等の借り上げ等

※認められない経費の例

団体の活動事務を行う事務所の賃料